[事案 2023-192] 就業不能給付金支払請求

・令和6年3月8日 裁定打切り

<事案の概要>

就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年8月に発熱したため、9月初旬にかけて数回病院を受診し、TMA 検査や PCR 検査を行ったが結果はすべて陰性だった。発熱以降、基本的には家で療養しており、軽労働や座業などは全くできない状態であったことから、平成28年7月に契約した就業不能保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分の症状は、COVID などのウイルス感染後後遺症のそれに近い症状であり、さらに気象病や体力・免疫力低下などの症状があり、座業や事務などの仕事をすることができず、就業不能状態にある。
- (2) COVID19 ウイルスは、PCR 検査が陽性でなく、症状がなくても、鼻の嗅神経から脳へ侵襲して炎症を引き起こすこと、神経節に潜伏し持続感染すること、EB ウイルスなどを活性化して症状を引き起こすこと、濃厚接触だけで多系統炎症症候群などが引き起こされることなどが言われており、従来のウイルス感染症と同様に考えることはできない。また、PCR 検査も偽陰性となることがあるので、100%正確なわけではない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が新型コロナウイルスに感染したとは認められず、病院の回答書における申立人の病名(ウイルス感染後疲労症候群)との整合性がない。
- (2) 医療照会の結果、申立人の日常生活動作はほぼ自立しており、就業不能状態にあるとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の症状等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本件では、約款に規定する「在宅療養」の定義に該当するか否かを判断するにあたって非常に重要となる医師の診断書等の内容が必ずしも一致しておらず、申立人が、いかなる疾病でどのような症状となっているかが明らかではない。また、申立人の患者診療記録にも軽労働や座業が可能かどうかに関する明らかな記載もなく、かかる状況では、申立人の状態が約款に規定する「在宅療養」の定義に該当するかについて、提出されている書面および申立人の事情聴取だけによって判断することは非常に困難である。
- (2) このような事案については、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、医師を含む証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の 反対尋問権も保障されている裁判手続における証人(本人)尋問手続を行い、場合によっ

ては裁判上の鑑定を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすべきであると考える。

(3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳格な 証拠調べ手続は設けられておらず、適正な事実認定を行うことは著しく困難であることか ら、裁判所における訴訟による解決が適当と判断する。